

盛岡市電気自動車用充電設備等導入事業 公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準

1 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

盛岡市電気自動車用充電設備等（以下「E V 充電設備等」という。）導入事業公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成すること。

- (1) 自社のE V 充電設備等の設置実績（全国自治体及び民間）を示すこと。
- (2) 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。
- (3) 本事業の期間中は事業者の責任において、E V 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。
- (4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとしていることから、利用料金形態について示すこと。また、E V 充電設備等の利用方法を示すこと。
- (5) E V 充電設備等の整備にあたっては、地域経済への還元のため可能な範囲で市内事業者を活用すること。
- (6) 市では、電気自動車の普及促進を目指していることから、これに資する提案があれば積極的に提案すること。
- (7) 市は、脱炭素施策を推進すると同時に災害時のレジリエンス強化を図ることとしていることから、E V 充電設備等を災害時のレジリエンスの強化に資する使用について提案があれば積極的に提案すること。
- (8) その他、本事業の目的に資する提案があれば積極的に提案すること。

2 審査に係る基本的な考え方

審査は、提出された書類により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、企画提案書の内容について盛岡市電気自動車用充電設備等導入事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により書面審査を行う。なお、書面による審査が困難な場合又は疑義が生じたときは、審査委員会から事業者に対して問い合わせることもあることから、事業者はこれに協力するものとする。

(1) 契約候補者の選定方法

各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を契約候補者とする。

(2) 総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点が最も高い者が2以上あるときは、審査委員会において合議のうえ契約候補者を決定する。

(3) 最低基準

総合評価点の7割以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(4) 応募者が1名の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。

3 評価の方法

評価は、以下の手順で行う。なお、各評価点の算出にあたっては、小数点第一位までを有効とし、小数点第二位以下を切捨てる。

(1) 審査項目の評価視点及び配点

審査項目は、「1 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領」にしたがって、別表1の各「評価の視点」のとおりとする。

(2) 評価基準

企画提案書の各審査項目は、次の評価基準に応じて付与点を採点する。

評価基準	付与点	(例) 配分5点の場合
特に優れている	配分点×1.0	$5 \times 1.0 = 5$ 点
優れた提案である	配分点×0.8	$5 \times 0.8 = 4$ 点
普通	配分点×0.6	$5 \times 0.6 = 3$ 点
やや劣る	配分点×0.4	$5 \times 0.4 = 2$ 点
劣る	配分点×0.2	$5 \times 0.2 = 1$ 点

(3) 総合評価点

(2)の評価基準(配分50点)について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を「総合評価点」とする。

別表 1 審査項目の評価の視点及び配点

審査項目 ※ 1 との関連	評価の視点	配点
事業の実績 ※(1)	・ 全国における導入実績	5 点
事業スケジュール、整備方針等 ※(2)	・ 事業の実現可能性があり、補助金申請や交付にあたって適切なスケジュールであるか。	5 点
	・ E V 充電設備等と車が接触しづらい設計か。また、電線引込みに際して、歩行者等の安全な通行を考慮しているか。	5 点
維持管理、緊急時の対応 ※(3)	・ 維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。	5 点
	・ トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。また災害や事故発生時の対応について、市に負担を与えないものとなっているか。	5 点
利用料金及び利用の方法※(4)	・ 利用者の利用料金は明快で廉価なものか。 ・ 利用者が利用しやすい仕様となっているか。	5 点
地域経済への還元、電気自動車等の普及啓発、環境負荷の軽減策等 ※(5)、(6)、(7)、(8)、	・ 設置工事や運営体制において、市内事業者の活用はあるか。	5 点
	・ 電気自動車等の普及啓発に資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。	5 点
	・ 災害時のレジリエンス強化に資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。	5 点
	・ 環境負荷の軽減策、その他本事業の目的に資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。	5 点
合計		50 点